

福岡県知事が敗訴

全同教委員長の出張・「給与」違法確定

民間の全国同和（現・人権）教育研究協議会の委員長（当時）で福岡県立小倉商業高校教諭（中途退職）に給与の出張旅費を支給したのは違法として、福岡県人権連や退職教師ら59人が麻生渡知事に対し、同教諭らに給与などの返還を請求するよう求めた福岡県違法公金支出返還請求事件（同和教育ヤミ専從糾明裁判）の上告審で、最高裁

第3小法廷（近藤崇晴裁判長）は6月1日、約330万円を請求するよう命じた福岡高裁判決（上告審）を支持し、知事の上告を棄却する決定を原告らに通知しました。

理由として、知事の上告について「本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもので、（上告理由の）各項に規定する事由に該当しない」と定しました。

最高裁の決定によると、主文①本件上告を棄却する。④出張命令、職免を各団

ても「受理すべきものとは認められない」として、いずれも知事の申立てを棄却しました。

08年3月の高裁判決は

①全同教、県同教など民間団体役員としての活動は県教委の公務でも教諭の職務でもない②教諭の小倉商業配置は出張命令、職免で団体業務に従事させることのが目的で地

ついた同和教育ヤミ専從糾明裁判は人権連ら原告側が勝訴、知事の敗訴が確定しました。

体の依頼通り発したのは同教諭と校長との共同の不法行為⑤本件各手続きは、當時、この種の事業を違法とする判断基準が示されていたことから、県教委の部課長らの各関与者に過失があったと認められる、として1審判決を一部変更し、職免出張も違法として約20万円を加算、約330万円を請求するよう命じ、原告側の主張を全面的に認めたものでした。

県は高裁判決を不服として最高裁に上告していました。